

平成25年 第9回 農業委員会総会

日 時 平成25年9月24日 (火) 午後3時

場 所 糸満市役所3-C会議室

【出席委員】

会長 金城正春	代理 眞栄里保	1番 伊保智栄美	2番 宮里良淳
3番 上原英正	4番 大城正幸	5番 山城 学	6番 具志堅繁光
7番 稲福ツヤ子	8番 大城茂治	9番 上原和雄	10番 大城仁輝
11番 亀甲康榮	12番 金城哲男	13番 賀数宏	14番 伊敷幸栄
15番 金城 勲	16番 仲西栄二	17番 玉城盛雄	18番 新垣芳隆
19番 大城竹信	20番 国吉真昭		

【欠席委員】

【職務のために出席した職員】

伊敷忠 新垣康德 国吉孝

【議事録署名人】

5番 山城 学 6番 具志堅繁光

【議事日程】

日程第1 議案第41号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
日程第2 議案第42号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
日程第3 議案第43号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
日程第4 議案第44号 農地移動適正化あっせん事業のあっせん委員の指名について
日程第5 議案第45号 農業経営基盤強化促進事業に伴う農用地利用計画について
日程第6 議案第46号 農業経営基盤強化促進事業に伴う農用地利用計画について

平成 25 年度 第 9 回 総会 議事録

事務局	<p>時間になりましたので、始めさせていただきます。本日の出席状況ですが、全員出席されていますので、総会は成立しています。それでは会長よろしくお祈いします。</p>
会長	<p>【開会のあいさつ】</p> <p>皆さんこんにちは。8月までは雨が少なく、だいぶ心配しました。大雨には至らなかったが、適度な雨が降り、農作物、特にサトウキビは枯れずに済むと考えています。特にサトウキビに対しては、農政課と農協が積極的に取り組んで頂いた結果、順調に生育しつつあるのではないかと思います。これからも順調に適度な雨が降ってほしいと考えています。また9月20日に南部地区会長会がありました。内容は、南部地区全体の農業委員の研修会並びにスポーツ大会の日程が協議されました。あとで事務局長から、お話があると思います。今回は南城市が会長、八重瀬町が副会長となっております。午後からは、第6回の常任会議委員会があり、4条案件が2件、5条案件が7件の許可がおりています。それでは、第9回農業委員会総会の審議を進めていきたいと思ひます。よろしくお祈いします。本日の議事録署名人は、5番の山城学委員、6番の具志堅繁光委員。次回調査員は、7番の稲福ツヤ子委員、8番大城茂治委員、9番上原和雄委員となっておりますので、よろしくお祈いします。</p> <p>【議題の宣言】</p> <p>本日の議題は、</p> <p>日程 第1議案第41号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について14件 日程 第2議案第42号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について2件 日程 第3議案第43号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について4件 日程 第4議案第44号 農地移動適正化あっせん事業のあっせん委員の指名について2件 日程 第5議案第45号 買受適格証明願ひについて(農地法第3条) 1件 日程 第6議案第46号 農業経営基盤強化促進事業に伴う農用地利用計画について14筆</p> <p>となっております。</p> <p>【議題の審議】</p> <p>それでは、議案の審議に入ります。日程第1議案第41号農地法第3条第1項の規定による許可申請について14件を議題とします。それでは、事務局よりご説明お祈いします。</p>
事務局	<p>はい。それでは説明させていただきます。2ページをお開きください。農地法第3条に係る許可申請です。</p> <p>議案書を読み上げて説明(内容省略)</p>

	<p>1 番、2 番は関連で、譲受人が同一です。1 番は与座の 1 筆で、贈与による所有権移転です。2 番は与座の 2 筆で、贈与による所有権移転です。3 番は座波の 1 筆で、売買による所有権移転です。4 番は名城の 1 筆と糸洲の 1 筆で、贈与による所有権移転です。5 番は豊原の 4 筆で、5 年間の賃貸借権の設定です。6 番から 12 番までは関連で、譲受人が同一です。6 番は南波平の 3 筆で、10 年間の使用貸借権の設定です。7 番は真栄里の 3 筆で、10 年間の使用貸借権の設定です。8 番は米須の 1 筆で、10 年間の使用貸借権の設定です。9 番は真壁の 1 筆で、10 年間の使用貸借権の設定です。10 番は南波平の 1 筆で、10 年間の使用貸借権の設定です。11 番は伊原の 1 筆で、10 年間の使用貸借権の設定です。12 番は南波平の 1 筆で、10 年間の使用貸借権の設定です。13、14 番は関連で、譲受人が同一です。13 番は大里の 1 筆で、売買による所有権の移転。14 番は大里の 1 筆で、5 年間の使用貸借権の設定です。以上です。</p>
会長	<p>はい、ありがとうございます。説明が終わりましたので、委員の皆さんのご意見ご質問をよろしくお願いいたします。</p>
委員	<p>6 番から 12 番の、使用貸借権の設定について、法人化を適用させるためですか。</p>
事務局	<p>法人化ではないです。個人です。おそらく、補助事業受けるためです。</p>
委員	<p>わかりました。あと 1 点、賃貸契約は 16 歳でも適用されるのですか。</p>
事務局	<p>農地法上の年齢制限はありませんが、農地を取得するときの要件に下限面積と農業従事日数があります。譲受人は 16 歳ですが、義務教育を卒業し、畜産業の仕事をしていることから、300 日の従事日数を満たしているため、事務局としては受理しました。</p>
委員	<p>年齢的には、問題ありませんか。</p>
事務局	<p>16 歳ということで、本来ならば、親権者が債務行為をすべきだと考えます。ただ本人は農地法適用の範囲において、農地の耕作をして、営農活動をしております。その意味で、農地法については、問題ないと判断しております。</p>

委員	わかりました。
委員	10 番です。土地の贈与の申請が多くみられますが、財産相続できる人にしか、贈与できないということはありませんか。
事務局	相続とは違い、贈与はどなたに対してもできます。
委員	税金関係について、どうなりますか。
事務局	はい。基本的に贈与なので、課税設定は、高くなります。
委員	はい。わかりました。
会長	ほかにありますか。
委員	11 番です。6 番から 12 番の譲受人と、その親権者との関わり方はどうなりますか。
事務局	農地法と民法の違いがあります。債務の責任については、民法上の適用。又は民事訴訟法の適用を受けると思います。
委員	はい。わかりました。
会長	他にありますか。それでは、議案第 41 号について議案通り決定してよろしいでしょうか。
委員	異議なし。

会長	はい。ありがとうございます。それでは、次に日程第2議案第42号農地法第4条第1項の規定による許可申請について2件を議題とします。事務局より説明をお願いします。
事務局	はい。それでは6ページをお開き下さい。農地法第4条第1項の規定による許可申請です。1番は阿波根の2筆で、農地区分は第2種農地です。用途は太陽光発電です。2番は伊敷の1筆で、農地区分は第2種農地です。用途は太陽光発電です。以上です。
会長	それでは、ただいまの説明に関連して、本日の調査員のご意見、調査報告等をお願いします。
委員	はい。今回は、4番大城正行委員、5番山城学委員、6番具志堅繁光委員の3名で調査してきました。8ページをご覧ください。1番、阿波根の農地です。旧阿波根道路から、ABCゴルフガーデンの側を通り、高台に位置します。目的は太陽光発電で、農地区分は第2種農地です。位置的にも問題はないと、3人の意見は一致しました。次に2番、伊敷の農地です。10ページをご覧ください。道沿いに位置し、左側は名城へ、右側は真壁に行きます。こちらも目的は太陽光発電で、農地区分は第2種農地です。位置的にも問題ないと、3人の意見は一致しました。委員の皆さんのご審議よろしくをお願いします。
会長	はい。ご苦勞様でした。委員の皆さんのご意見ご質問よろしくをお願いします。
委員	1番と2番の事業内容はどうですか。
事務局	1番が49kw、2番が34.3kwです。
会長	他にありませんか。議案第42号についての議案通り決定してよろしいでしょうか。
委員	異議なし。
会長	ありがとうございます。それでは、次に日程第3議案第43号農地法第5条第1項の規定による許可申請について4件を議題とします。事務局より説明をお願いします。

事務局	<p>はい。それでは5条の1番、12ページをお開き下さい。農地法第5条第1項の規定による許可申請です。1番は阿波根の1筆、農地区分は第3種農地です。用途は一般住宅で、使用賃借権の設定です。2番は武富の1筆、農地区分は第2種農地です。用途は修理工場で、売買による所有権移転です。3番は真栄里の1筆、農地区分は第3種農地です。用途は一般住宅で、売買による所有権移転です。4番は賀数の1筆、農地区分は第3種農地です。用途は一般住宅で、売買による所有権移転です。以上です。</p>
会長	<p>それでは、ただいまの説明に関連して、本日の調査員のご意見、調査報告等をお願いします。</p>
委員	<p>はい。14ページをご覧ください。阿波根の部落の中にあり、公民館の南側に位置します。周囲も住宅でありますし、又次男ということで、第3種農地であります。立地条件からして、転用しても特に問題ないということで3名の意見は一致しました。2番は16ページをご覧ください。武富の練習グラウンドの北側から入ります。土地改良区ではありますが、第2種農地になっており、建物の立地条件としては問題ありません。修理工場の立ち退きによる移転です。非農用地でもありますし、問題はないと3名の意見は一致しました。3番は18ページをご覧ください。場所は真栄里になります。糸満7号線から、真栄里入口に入りまして、左側にあります。第3種農地で、住宅地にあり、特に問題ないと3名の意見は一致しました。4番は、賀数になります。20ページをご覧ください。第3種農地になります。3筆に分筆したうちの1筆です。周辺も住宅地であり、特に問題ないと3名の意見は一致しました。委員の皆さんのご審議をよろしく申し上げます。以上です。</p>
会長	<p>はい。ご苦労様でした。委員の皆さんのご意見ご質問よろしく申し上げます。</p> <p>ご意見等ないので、議案43号について議案通り決定してもよろしいでしょうか。</p>
委員	<p>異議なし。</p>
会長	<p>ありがとうございます。それでは、日程第4議案第44号農地移動適正化あっせん事業のあっせん委員の指名について2件を議題とします。事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>はい。それでは21ページをお開きください。議案第44号は農地移動適正化あっせん事</p>

	業のあっせん委員の指名についてです。読み上げて同意を求めたいと思います。
	議案書を読み上げて説明(内容省略)
会長	はい。それでは皆さんのご意見ご質問をよろしくお願いします。
	ご意見等ないようなので、議案 44 号について議案通り決定してもよろしいでしょうか。
委員	異議なし。
会長	ありがとうございます。それでは、次に議案第 45 号買受適格証明願いについて(農地法第 3 条)1 件を議題とします。事務局より説明をお願いします。
事務局	はい。それでは、24 ページをお開き下さい。
	議案書を読み上げて説明(内容省略)
会長	はい。事務局からの説明をふまえて、皆さんのご意見等よろしくお願いします。
	ご意見等ないようなので、議案 45 号について議案通り決定してもよろしいでしょうか。
委員	異議なし。
会長	ありがとうございました。それでは、次に議案第 46 号「農業経営基盤強化促進事業に伴う農用地利用計画について」15 筆を議題とします。事務局より説明をお願いします。
事務局	はい。それでは、29 ページをお開き下さい。25-70 番から 25-72 について説明します。委員の方に関係者がいらっしゃいますので退席をお願いします。
	議案書を読み上げて説明(内容省略)
会長	はい。事務局からの説明をふまえて、皆さんのご意見等よろしくお願いします。

会長	<p>ご意見等ないようなので、議案 46 号 25-70 から 25-72 まで議案通り決定します。それでは、委員には席に戻っていただいて、引き続き事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>はい。それでは、26 ページの 25-62 番から説明いたします。</p> <p style="text-align: center;">議案書を読み上げて説明(内容省略)</p>
会長	<p>はい。事務局からの説明をふまえて、皆さんのご意見等よろしくお願いします。</p> <p>ご意見等ないようなので、議案第 46 号について議案通り決定してよろしいでしょうか。</p>
委員	<p>異議なし。</p>
会長	<p>以上をもちまして、本日の議案は終了いたします。</p> <p>ご協力ありがとうございます。</p> <p style="text-align: right;">議事録署名人 5 番 山城 学 6 番 具志堅繁光</p>